



01 警察庁(構造特区第26次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010050	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験における実施場所の緩和	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのある行為を行おうとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。 構造改革特区特定事業105(106・107)・1222「搭乗移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」に係る特例措置について(平成24年12月27日付警察庁丁交発第177号、丁規発第92号)により当該許可対象行為とされるときも、その取扱いに関する基準は「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験特区における道路使用許可の取扱いに関する基準」(平成24年11月一部変更)で定められている。	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験における実施場所について、「幅員がおおむね2.0メートル以上の歩道であって、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね1.0メートル以上であること」と規制を緩和する。	実験実施場所の制限を緩和し、搭乗型移動支援ロボットの走行できる箇所を増やして、実社会に近い実験条件を創出することで、新たな移動手段として社会に定着するか等を検証する。 具体的には、現状の「自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道」という規定を緩和し、「歩道」とすると同時に、幅員条件を道路構造令第11条第3項に規定される歩道の幅員に合わせ2.0メートル以上とする。 提案理由： 豊田市では、既存市街地における立ち乗り型パーソナルモビリティ走行の可能性検証を構造改革特別区域計画の意義に盛り込み、実験を行ってきた。しかし、現行の規定では、幅員の広い箇所しか実験を実施できず、市内の様々な道路状況を加味した実験を行うことができない。(別添参照) そこで、本特例措置により、幅員条件等を緩和することで、様々な環境での実験を可能とし、データを蓄積・分析することで、立ち乗り型パーソナルモビリティの更なる可能性を検証すると同時に、地方都市の既成市街地における今後の道路空間再構築等の方向性を検討することができるとしている。 <2014年度実証の結果> 最高速度 6km/h の当該モビリティで、3メートル幅員の公道および3メートル以下の施設内道路においても、危険なく走行ができたため。	C	IV		右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	今回緩和を要望した内容は幅員の緩和であり、保安委員の搭乗とは切り離して実施できる内容であると考え、今回豊田市が提出した内容への貴庁のご回答として幅員の緩和についてをご意見を改めて伺いたい。		1 0 2 0 1 0 0	豊田市	愛知県	警察庁
010060	ばちんこ営業店内における「貨玉・賞メダル返却所を設置」に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号、第23条第1項第1号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそるおそれがあるため、風俗適正化法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射率心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	ばちんこ営業店による地域社会貢献活動の推進。ばちんこ営業店内にばちんこ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貨玉・賞メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡便で解りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の換金を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、少人数で多額の現金を扱う無防備な「ばちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が放置されている現状を鑑み(平成25年次、認知事件数20件、前年9件より11件の増)、改めてご提案させていただきます。これらの凶悪犯罪を完全に無くす事により、日本で生まれ大衆娯楽に発展したばちんこを世界中で遊技して頂く為にも、新しい換金ばちんこモデルが必要です。具体的にはモリヤがしかりした設備のあるばちんこ営業店内で「貨玉・賞メダル」の買戻しを行い、遊技の結果に応じて換金を希望するお客様に対し、ばちんこ営業店が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則で定められた「貨玉・賞メダル」と同等金額で、ばちんこ営業店内で運営する第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻し事が出来るシステムです。このシステムの採用により、永年渡り続けている、不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる不必要な経費や弊害を無くす事となり、社会貢献を目的としたばちんこ産業界の地元への直接納税(社会福祉目的税の新設)を行う事ができます。つまりばちんこを今以上にシンプルで明るく健全で社会貢献出来る娯楽産業にする事が可能となり、世界中の人々に80年の歴史を誇り健全な日本文化であるばちんこ産業界として、ばちんこの楽しさを素直に認めて頂く機会が増え、カラオケ、漫画、ゲーム、アニメ等と同じく、初めて世界中に輸出できる体制が整います。その結果新たなビジネスモデルとしてのばちんこレジャーが、輸出国での大衆娯楽として地元への社会貢献が出来るのであります。	C	I		ばちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い戻されることは、ばちんこ営業に関して現金が賞品として提供されることと同一視でき、当該営業について著しく客の射率心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			1 0 3 0 9 0 1 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁
010070	ばちんこ営業店が遊技客に貸し出しを行う「貨玉・賞メダル」の最高限度額に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号、第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年國家公安委員会規則第1号)第35条第1項第2号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそるおそれがあるため、風俗適正化法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射率心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	「貨玉・賞メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貨玉、玉一個につき4円、賞メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貨玉・賞メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円(現行の25%UP)、メダル一枚につき25円(現行の25%UP)を超えないことに改定する。	現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させていただきます。ばちんこの貨玉金額は昭和53年(1978年)に「玉1個につき3円から、玉1個につき4円を超えないこと」に改定されてから実に36年以上も見直しなされておらず、ばちんこファンからは、貨玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそもばちんこ営業は、ばちんこの発射速度が1分間に100発以内にすることを定めているなど、法律により担保された遊技機により営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、適度な射率性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貨玉・賞メダル」料金を、貨玉にあつては玉1個につき5円、賞メダルにあつてはメダル一枚につき25円を超えない金額の範囲内より、お客様の選択により遊技を行うことが、時代に適した遊技方法であるため、再度提案させていただきます。今回のご提案は、成熟した現在にあっては個々の責任と意志を尊重し、たとえ貨玉金額の上限を改定したところで遊技機にはなんら影響はなく、ただちに当局が考える著しく射率心をそそるおそれを生じる営業とは必ずしも判断されることは全くないと考えられるからであり、例えば昭和20年10月に最初の宝くじが発売(1等賞金が10万円)されたものが、平成25年には前後賞あわせて7億円に達しに達しました。またBIG(サッカーくじ)に至っては最高当せん金額が10億円であることから、国民の大衆娯楽であるパチンコだけが過剰な規制を受けているといわざるを得ないものであります。	C	I・III		ばちんこ営業に係る遊技料金の引上げについては、当該営業について著しく射率心をそそるおそれがあることから、認められない。		1 0 3 3 9 0 2 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
010080	ばちんこ営業店における賞品最高限度額に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号、第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年國家公安委員会規則第1号)第35条第3項	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそるおそれがあるため、風俗適正化法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射率心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。	ばちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度額に関する基準を3万円を超えないこととする。	現在ばちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後、20年以上が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足いく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げることで、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額の賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えばその物品の上限を3万円に上げたとしてもお客様の遊技にはなんら影響はなく、著しく射率心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会にあっては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、(例えば3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合)それだけでは著しく射率心をそそるおそれを生じていることには変わりありません。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、保通協で検定審査した遊技機メーカーに許可を与えた遊技機の設置を行っているばちんこ営業店は、適度な射率性を保った健全な娯楽産業なのであり、例えば賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、「著しく射率性をそそる行為」には何ら抵触することは無いと思われまます。	C	I・III		ばちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引上げについては、当該営業において著しく客の射率心をそそるおそれがあることと、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。		1 0 3 0 9 0 3 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
010090	ぱちんこ営業店における地域振興券の提供に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号、第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射撃心を著しくそるおそれがあるため、風俗適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射撃心をそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ぱちんこ営業店は地元のぱちんこファンによって支えられており、地元商店街を応援する為にも地域を限定した商工会及びそれに準ずる団体が発行する地域振興券を賞品として提供することを可能にする。	80年以上の歴史と大衆娯楽レジャーである、ぱちんこ産業が日本(地域社会)の経済回復に貢献する。全国各地の地域商店街では、大型店(スーパー)の進出、消費ニーズの多様化、後継者難などに加え地域間競争が激化する等、商業環境が悪化する一方の為に、その経営がますます厳しくなっています。これら低迷する商店街の活性化対策の一つとして、改めて地域振興券の持つ個人の消費意欲を喚起する即効性が期待されています。ぱちんこ営業店がある地域にとって経済発展の中核をなすような地域通貨もしくは地域振興券を賞品として提供することにより、地域経済の発展に大いに貢献できると考えられるのであります。	C	I				1 0 3 9 0 4 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
010100	ぱちんこ営業店における宝くじの提供に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号、第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射撃心を著しくそるおそれがあるため、風俗適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射撃心をそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、宝くじを賞品として提供することが出来る。	日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこは、戦後より実に大勢のファンの支持を得て現在に至っています。「ぱちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじを仕入れることにより、当せん金付証券法上の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使われることにより社会貢献を行う娯楽産業に発展する事が可能になります。	C	I				1 0 3 9 0 5 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
010110	貯玉カードによるコンビニエンスストアでの賞品(生活必需品)交換に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号、第4条第2項第1号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第8条第2号第2条第1項第7号に掲げる営業の項	ぱちんこ営業において賞品を提供する設備については、風俗適正化法において、許可に係る営業所内の客の見やすい場所に設けなければならないこととされている。	ぱちんこ営業店が許可されている、貯玉・再プレイシステムカードを活用することにより、遊技客がぱちんこ営業店外のコンビニエンスストアに於いて、貯玉カードを活用して自由に賞品(生活必需品)と24時間交換出来る。	現在、日本全国のコンビニエンスストアは約50,000店あり、そのうち実際に店頭に並んでいる商品は1店舗当たり、約2500品目から3000品目といわれています。ぱちんこ営業店は遊技の結果に応じて賞品の提供を行う営業ではあるものの、限られた営業スペースでは、どうしてもお客様に遊んで頂く遊技台が主役であり、その為に賞品を置くスペースや多数の賞品を陳列することがなかなか難しいことや、また、ぱちんこ営業店は予め営業時間が決められている等から遊技客の多様な生活環境や生活リズムに適應する賞品の提供が行われているとは言えず、それらを改善するためにも、予めぱちんこ営業店と提携を行ったコンビニエンスストア内であれば、ぱちんこ営業店の貯玉システムを活用することにより、遊技客の獲得した貯玉数に応じた賞品を自由に交換できるものとします。そもそもコンビニエンスストアは24時間営業を行っており、好きな時間にゆっくりと生活必需品等が選べる等、まさに大衆娯楽に適した賞品交換方法になる為、今回のご提案をさせていただきます。	C	I・III					1 0 3 9 0 6 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁